

○岡山県警察技術審査部会設置要領の制定について(通達)

(平成 28 年 2 月 10 日岡会第 51 号警察本部長例規)

改正 平成 29 年 2 月 23 日岡会第 74 号 令和 2 年 12 月 18 日岡会第 580 号
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察技術審査部会設置要領を制定し、本日から施行することとしたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

別添

岡山県警察技術審査部会設置要領

第 1 設置

岡山県警察が発注する建設工事に関する事項について審議するため、警察本部に岡山県警察技術審査部会(以下「部会」という。)を置く。

第 2 所掌事項

部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価落札方式における落札者決定基準の設定並びに技術資料の審査及び評価に関すること。
- (2) 建設工事の技術的事項に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

第 3 組織

部会は、別表に掲げる会長及び会員をもって構成する。

第 4 職務

- 1 会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 2 会長に事故があるときは、警務部会計課長の職にある者がその職務を代理する。
- 3 会員に事故があるときは、当該会員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第 5 会議

- 1 部会の会議は、会長が招集する。
- 2 部会は、会長及び会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 部会の会議は、非公開とする。

第 6 会議の特例

会長は、部会を招集するいとまのないときは、第5にかかわらず、半数以上の会員に回議する方法により議決することができる。

第7 事務局

部会の事務は、警務部会計課において処理する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表

会長	会員
警務部総務統括官	警務部会計課長、警務部会計監査官、警務部会計課施設室長、工事に係る所属の長、工事に係る所属の課長補佐、その他会長が特に必要と認める者